京都市公共事業評価委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市公共事業評価実施要綱第4条の規定に基づき、京都市公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を希望する者は、会議の開始の45分前から15分前までに、受付で所定の 用紙に住所及び氏名を記入するものとする。

(傍聴者の定員)

- 第3条 傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員は、原則として、10人とする。
- 2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定することとする。 (傍聴することができない者)
- 第4条 次の各号に掲げる者は、傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 危険物を携帯している者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
 - (4) 楽器, ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 (傍聴者の守るべき事項)
- 第5条 傍聴者は、会議場にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れ、又は騒ぎ立てる等の行為をしないこと。
 - (4) 撮影,録画,録音等をしないこと。
 - (5) 携帯電話等の機器の電源は切っておくこと。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (7) 委員長又はその命を受けた係員の指示に従うこと。

(報道機関の特例)

- 第6条 委員長は,報道機関の傍聴について,別に記者席を設けることとする。
- 2 報道機関は、前条第4号の規定にかかわらず、会議の冒頭に限り、写真の撮影、録画、 録音等をすることができる。

(委員会資料)

第7条 委員会の事務局は、会議に使用する資料の概要版を傍聴者に供し、会議終了時に 回収する。 (傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、京都市公共事業評価実施要綱第4条第1項ただし書の規定により、委員会が会議を非公開とした場合は、速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

- 第9条 委員長は、傍聴者がこの規程に違反するときは、これを止めるよう命じることができる。
- 2 委員長は傍聴者が前項の命令に従わないときは、これを退場させることができる。 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 京都市公共事業再評価委員会傍聴規程(平成16年4月1日)は廃止する。